

工 事 成 績 評 定 書

契約番号				工事担当課			
工事名				契約年月日			
工事場所				工期	着工		
請負者名	名称				完成		
	代表者名			完成年月日			
現場代理人氏名				検査年月日			
主任・監理技術者氏名				契約金額	当初	円	
工事種別					変更	円	

総合評定	監督員×0.4	総括監督員×0.2	検査員×0.4	法令遵守等	総合評定点
	点	点	点	点	点

考 査 項 目		配 分			監 督 員					総括監督員					検 査 員							
項 目	細 別	監督員	総括監督員	検査員	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1 施工体制	(1) 施工体制一般	+1.0	-	-	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(2) 配置技術者	+3.0	-	-	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 施工状況	(1) 施工管理	+4.0	-	+5.0	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	-	-	-	-	-	+5.0	-	+2.5	-	0	-7.5	-15	
	(2) 工程管理	+4.0	+2.0	-	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0	+1.0	0	-7.5	-15	-	-	-	-	-	-	-	
	(3) 安全対策	+5.0	+3.0	-	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0	+1.5	0	-7.5	-15	-	-	-	-	-	-	-	
	(4) 対外関係	+2.0	-	-	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3 出来形及び出来ばえ	(1) 出来形	+4.0	-	+10.0	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0	-	-	-	-	-	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	
	(2) 品質	+5.0	-	+15.0	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0	-	-	-	-	-	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	
	(3) 出来ばえ	-	-	+5.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	+5.0	-	+2.5	-	0	-5.0	-	
4 工事特性	※加点評価0～+20	-	+20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5 創意工夫	※加点評価0～+7	+7.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6 社会性等	※加点評価0～+10	-	+10.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
加減点合計	1+2+3+4+5+6	+35.0	+35.0	+35.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基準点	基準点65±	65	65	65	-	-	65	-	65	-	-	65	-	65	-	-	-	-	-	65	-	
評 定 点		100	100	100	合 計		65.0			合 計		65.0			合 計			65.0				
7 法令遵守等	※減点評価0～-20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	

評 定 者	職 名	氏 名	所 見
検 査 員			
総括監督員			
監 督 員			

工事成績評定の考査項目別運用表

□小規模工事

採点者	考査項目	細別	工種等	考査表	備考
監督員	1 施工体制	I 施工体制一般		監1-1	
		II 配置技術者(現場代理人等)			
	2 施工状況	I 施工管理		監1-2(1)	
		II 工程管理			
		III 安全管理		監1-2(2)	
		IV 対外関係			
	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形		監1-3	
II 品質					
5 創意工夫	I 創意工夫		監1-4		
総括監督員	2 施工状況	II 工程管理		総1-1	
		III 安全管理			
	4 工事特性	I 施工条件等への対応		総1-2	
	6 社会性等			総1-3	
	7 法令遵守等			総1-4	
検査員	2 施工状況	I 施工管理		検1-1	
	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形			
		II 品質 III 出来ばえ	小規模工事	検1-2	

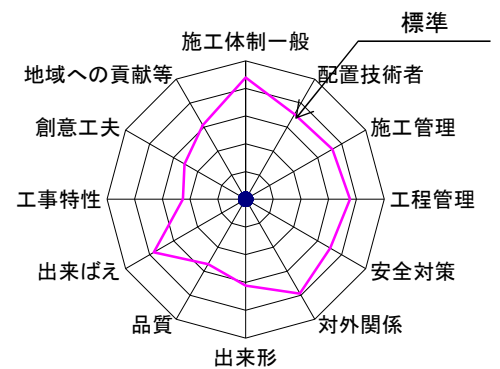
項目別評定点

契約番号：

工事名：

評定項目	細別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3 点
	II. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 13.0 点
	II. 工程管理	／ 8.1 点
	III. 安全対策	／ 8.8 点
	IV. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／ 14.9 点
	II. 品質	／ 17.4 点
	III. 出来ばえ	／ 8.5 点
4. 工事特性（加点のみ）	I. 施工条件等への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫（加点のみ）	I. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等（加点のみ）	I. 地域への貢献等	／ 5.2 点
7. 法令遵守等（減点のみ）		点
評定点合計		／ 100.0 点

所見



[記入方法] 評価対象項目は左枠に○マーク、評価項目は右枠に○マークを記入する

考査項目	細 別	評価対象項目	評価項目	a	b	c	d	e				
				適切	ほぼ適切	他に該当なし	やや不適切	不適切				
2. 施工状況	Ⅲ 安全対策	●評価対象項目		安全対策に関して、監督員からの 文書による改善指示 に従わなかった。					上記該当項目あれば・・・e			
				安全対策に関して、監督員が 文書による改善指示 を行った。					上記該当項目あれば・・・d			
				安全対策について指摘事項がない。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。								
				安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている								
				安全パトロール、安全教育等を実施し労働災害事故防止に努めている								
				新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。								
				工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。								
				過積載防止に取り組んでいる。								
				仮設工の点検及び監理を、チェックリスト等を用いて実施している。								
				工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されていた								
				地下埋設物及び架空線等に関する事故防止策に取り組んでいる。								
				その他（理由： _____）								
				評価値(_____ %) = 評価数(_____) / 評価対象項目数(_____)								
								a	b	c	d	e
								適切	ほぼ適切	他に該当なし	やや不適切	不適切
2. 施工状況	Ⅳ 対外関係	●評価対象項目		対外関係に関して、監督員からの 文書による改善指示 に従わなかった。					上記該当項目あれば・・・e			
				対外関係に関して、監督員が 文書による改善指示 を行った。					上記該当項目あれば・・・d			
				対外関係について指示事項がない。または、指示事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。								
				関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。								
				地元との調整を行い、トラブルの発生がない。								
				第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。								
				関係工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。								
				工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。								
				その他（理由： _____）								
				評価値(_____ %) = 評価数(_____) / 評価対象項目数(_____)								
								a	b	c	d	e
								適切	ほぼ適切	他に該当なし	やや不適切	不適切

考察項目	細別	評定
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	
	Ⅳ. 対外関係	

[記入方法] 該当する項目の枠に○マークを記入する

考査項目	細 別	評価対象項目	評価項目	a	b	c	d	e
			評価項目	ばらつきが50%以内	ばらつきが80%以内	a及びbに該当なし	不適切	不適合
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	●評価対象項目						
			出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、規格値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 上記該当項目あれば・・・a					
			出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、規格値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。 上記該当項目あれば・・・b					
			出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、規格値が規格値を満足し、a、bに該当しない。 上記該当項目あれば・・・c					
			出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当項目あれば・・・d					
			出来形の測定結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。 上記該当項目あれば・・・e					
			① 出来形の評定は、工事全般を通して評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 ※ばらつきの判断は別紙「出来形のばらつきの考え方」を参照					
	細 別	評価項目	a	b	c	d	e	
			ばらつきが50%以内	ばらつきが80%以内	a及びbに該当なし	ばらつきが大きい	品質が劣る	
3. 出来形及び出来ばえ	II 品質	●評価対象項目						
			品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、規格値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 上記該当項目あれば・・・a					
			品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、規格値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。 上記該当項目あれば・・・b					
			品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、規格値が規格値を満足し、a、bに該当しない。 上記該当項目あれば・・・c					
			品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当項目あれば・・・d					
			品質の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。 上記該当項目あれば・・・e					
			① 品質の評定は、工事全般を通して評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 ※ばらつきの判断は別紙「品質のばらつきの考え方」を参照					

考査項目	細別	評定
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	
	II. 品質	

[記入方法] 該当する項目は枠に○マークを記入する

考査項目	細 別	評価項目	創意工夫キーワード一覧表(創意工夫が多く見られるリスト)
5. 創意工夫	I 施工関係		施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。
			コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。
			土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。
			部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。
			設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。
			給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。
			照明などの視界の確保に関する工夫。
			仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。
			運搬車両、施工機械等に関する工夫。
			支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に係る工夫。
			盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。
			施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。
			出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。
			ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事 (2点加)
		特殊工法や材料を用いた工事。	
		優れた技術力又は能力として評価する技術を取り入れた工事。	
		II 週休2日	完全週休2日とした工事 (2点加)
			4週8休現場閉所とした工事
		II 新技術活用	NETIS登録技術のうち試行技術を活用し、活用効果調査表を提出している。 (2点加)
			NETIS登録技術のうち活用した試行技術が「少実績優良技術」である場合又は発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上であった場合。 (2点加)
		※新技術の活用に関する上記4項目での加点は最大4点とする。	NETIS評価情報技術のうち「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」を活用し、活用効果調査表を提出している。 (4点加)
			NETIS登録技術のうち試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術を活用した結果、発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。 (4点加)
		III 品質関係	土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。
			コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。
			鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料で工夫が見られた
			配筋・溶接作業等に関して工夫が見られた
		IV 安全衛生関係	建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 (2点加)
			安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入防護柵、手摺り、足場等)
			安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。
			現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。
			有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び防塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。
			一般車両突入時の被害軽減対策又は一般交通の安全確保に関する工夫。
			厳しい作業環境の改善に関する工夫。
			環境保全に関する工夫。
		V その他	その他(理由:)
			その他(理由:)
			その他(理由:)
			【創意工夫の詳細評価】 工夫の内容及び具体的内容を記載
			評点: 点

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 評価は各項目において1つ○が付されれば1、2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他の具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

[記入方法] 該当する項目の枠に○マークを記入する

考査項目	細 別	評価項目	a	b	c	d	e									
			優れている	やや優れている	他に該当なし	やや劣っている	劣っている									
2. 施工状況	Ⅱ 工程管理	<p>●評価対象項目</p> <p>隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p>地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p>工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。</p> <p>工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。</p> <p>災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p>工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p>その他（理由）:</p>														
		<p>●判断基準</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d, e評価を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>a</td> <td>工程管理が非常に優れている（目安：5項目程度以上評価）</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>工程管理がやや優れている（目安：3項目程度以上評価）</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>他の事項に該当しない（目安：1項目程度以上評価）</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>工程管理がやや劣っている</td> </tr> <tr> <td>e</td> <td>工程管理が劣っている</td> </tr> </table>						a	工程管理が非常に優れている（目安：5項目程度以上評価）	b	工程管理がやや優れている（目安：3項目程度以上評価）	c	他の事項に該当しない（目安：1項目程度以上評価）	d	工程管理がやや劣っている	e
a	工程管理が非常に優れている（目安：5項目程度以上評価）															
b	工程管理がやや優れている（目安：3項目程度以上評価）															
c	他の事項に該当しない（目安：1項目程度以上評価）															
d	工程管理がやや劣っている															
e	工程管理が劣っている															
	細 別	評価項目	a	b	c	d	e									
			優れている	やや優れている	他に該当なし	やや劣っている	劣っている									
	Ⅲ 安全対策	<p>●評価対象項目</p> <p>建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。</p> <p>安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。</p> <p>安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。</p> <p>安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。</p> <p>安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。</p> <p>安全対策に係る取り組みが地域から評価された。</p> <p>その他（理由）:</p>														
		<p>●判断基準</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d, e評価を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>a</td> <td>安全対策が非常に優れている（目安：5項目程度以上評価）</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>安全対策がやや優れている（目安：3項目程度以上評価）</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>他の事項に該当しない（目安：1項目程度以上評価）</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>安全対策がやや劣っている</td> </tr> <tr> <td>e</td> <td>安全対策が劣っている</td> </tr> </table>						a	安全対策が非常に優れている（目安：5項目程度以上評価）	b	安全対策がやや優れている（目安：3項目程度以上評価）	c	他の事項に該当しない（目安：1項目程度以上評価）	d	安全対策がやや劣っている	e
a	安全対策が非常に優れている（目安：5項目程度以上評価）															
b	安全対策がやや優れている（目安：3項目程度以上評価）															
c	他の事項に該当しない（目安：1項目程度以上評価）															
d	安全対策がやや劣っている															
e	安全対策が劣っている															

考査項目	細別	評定
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	
	Ⅲ. 安全対策	

【記入方法】該当する項目は枠に○マークを記入する

審査項目	細 別	評価項目	技術キーワード一覧表	【事例】 具体的な評価技術力項目及び工事例
4. 工事特性	I 施工条件等への対応	I 構造物の特殊性への対応	1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断面)積、施工深度等の規模が特殊な工事	(1. について) ・切土・盛土工:5万m ³ 、護岸・築堤:H≥10m、砂防ダム:H≥15m、橋梁下部工:H≥15m ・堰・水門:Max径間長≥25m又は径間数≥3、連続プレートガーダー橋:Max支間長≥40m以上 ・コンクリート連続桁橋:Max支間長≥30m、ラーメン橋・トラス橋・アーチ橋、トンネル開削工法:H≥10m ・トンネル:延長≥500m、林道:開設延長≥500m、下水:管路延長≥500m
		2. 対象構造物の形状が複雑であることから、施工条件が特に変化する工事	2. について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・許用中の道路トンネルの拡幅工事。	
		3. その他(理由:)	(3. について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。	
	※ 上記の対応事項に1つ以上 ○ が付けば 4点の加点とする。	II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	4. 地盤の変形、近接構造物、地下埋設物への影響に配慮する工事	(4. について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。
		5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事	(5. について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。	
		6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事	・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制約を受けた工事。	
		7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事	(6. について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。	
		8. 緊急時に対応が特に必要な工事	(7. について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。	
		9. 施工箇所が広範囲にわたる工事	(8. について) ・緊急時に作業があり、その作業の全てに対応した工事。	
		10. その他(理由:)	(9. について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。	
		※ 上記の対応事項に1つ以上 ○ が付けば 6点の加点とする。	(10. について) ・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。	
		III 厳しい自然・地盤条件への対応	(11. について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。	
		11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事	(12. について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。	
		12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きい工事	(13. について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事、もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工を除く)。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。	
		13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事	(14. について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や工方法に制約を受けた工事。	
		14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事	(15. について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。	
		15. その他(理由:)		
		※ 上記の対応事項に1つ以上 ○ が付けば 4点の加点とする。		
		IV 長期工事における安全確保への対応		
		16. 12ヶ月を超える工期で、事故もなく完成した工事(全面一時中止期間は除く)		
		※ 但し、文書注意に至らない事故は除く。		
		17. その他(理由:)		
		※ 上記の対応事項に1つ以上 ○ が付けば 6点の加点とする。		
	評 価	評点: _____ 点	【工事特性のキーワードの評価】	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 監督員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、監督員等の意見も参考に評価する。

[記入方法] 該当する項目の欄に○マークを記入する

考査項目	該当項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7. 法令遵守等	措置内容	点数	
		指名停止3ヶ月以上	-20点
		指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点
		指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点
		指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点
		文書注意	-8点
		口頭注意	-5点
		工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない)	-3点
①本項目で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適応			
②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する			
③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、主任(監理)技術者、請負会社及び下請会社の従業員に限定する			
【上記で評価する場合の適応事例】			
<ul style="list-style-type: none"> ・入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した ・承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は継承を行った ・宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された ・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した ・当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された ・建設業に違反する事実が判明した(例)一括下請け、技術者の専任違反等 ・入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された ・使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された ・監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた、あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した ・下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払い遅延や、あるいは不当に下請代金の額を減じている等の行為がある ・過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された ・受注企業の社員に「指定暴力団」等に所属する構成員等暴力団関係者がいることが判明した ・下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した、あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した ・安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした ・施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった ・その他(理由:) 			

考察項目	評定
6. 法令遵守	

[記入方法] 評価対象項目は左枠に○マーク、評価項目は右枠に○マークを記入する

考査項目	細 別	評価対象項目	評価項目	a	b	c	d	e			
				優良	良好	他に該当なし	やや劣っている	劣っている			
2. 施工状況	I 施工管理	●評価対象項目		施工管理について、監督員からの 文書による改善指示 に従わなかった					上記該当項目あれば・・・e		
				施工管理について、監督員が 文書による改善指示 を行った					上記該当項目あれば・・・d		
			評価項目90%以上 ・・・a		契約書18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる						
			評価項目80%以上 90%未満・・・b		設計書の内容及び現場条件を反映した施工を行っている						
			評価項目60%以上 80%未満・・・c		工事材料の品質に影響の無いように工事材料を管理していることが確認できる						
					立会確認の手続きが事前に行っていることが確認できる						
					工事の関係書類、打合せ簿等が不足なく整理されている						
			評価項目60%未満 ・・・d		工事記録写真の記録が適時、的確になされている						
					建設副産物の再利用、産業廃棄物、リサイクルへの取り組みが適切になされている						
					社内の管理基準等が作成され管理されている						
			評価対象項目 3項目以下・・・c		品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫が見られる						
					施工体制台帳及び施工体系図を法令に沿った内容で的確に整備していることが確認できる(下請契約がある場合)						
					下請に対する引き取り(完成) 検査を書面で実施していることが確認できる(下請契約がある場合)						
		その他(理由:)									
		評価値()%=評価数()/評価対象項目数()									

[記入方法] 該当する項目は枠に○マークを記入する

考査項目	細 別	評価項目	a	a'	b	b'	c	d	e		
			ばらつきが50%以内 4項目以上該当	ばらつきが50%以内 3項目以上該当	ばらつきが80%以内 3項目以上該当	ばらつきが80%以内 2項目以上該当	a~b'に該当なし	ばらつきが大きい			
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	●評価対象項目		出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が 修補指示 を行った					上記該当項目あれば・・・e		
				出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が 指示を行い改善 された					上記該当項目あれば・・・d		
			出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内である								
			出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内である								
			上記2項目の評価後、以下の6項目について評価のこと								
			出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している								
			不可視部分の出来形が写真で確認できる								
			写真管理基準の管理項目を満足している								
			出来形確認が、適切な時期に、適切な方法で行われている								
			出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理している								
			社内の管理基準に基づき管理している								
			その他(理由:)								
			※出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である ※出来形管理とは、管理基準の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である ※ばらつき判断は「記入方法及び留意事項」を参照								

考査項目	細別	評定
2. 施工状況	I. 施工管理	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	

[記入方法] 該当する項目は枠に○マークを記入する

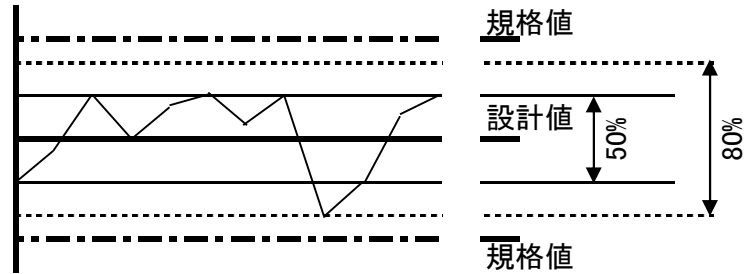
考査項目	細 別	評価対象項目	評価項目	a	a'	b	b'	c	d	e																														
				優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他に該当なし	やや劣っている	劣っている																														
3. 出来形及び出来ばえ	II 品質	●評価対象項目																																						
		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った 上記該当項目あれば・・・e																																						
		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が指示を行い改善された 上記該当項目あれば・・・d																																						
		ばらつきで判断可能																																						
		品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%程度以内である																																						
		品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%程度以内である																																						
		品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える																																						
		ばらつきで判断不可能																																						
		上記2項目の評価後、以下の項目について評価のこと																																						
		使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。																																						
		材料の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。																																						
		現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。																																						
		施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫していることが確認できる。																																						
		施工条件や気象条件を考慮して施工したことが確認できる。																																						
		緊急的な作業に対応できる体制を整えていたことが確認できる。																																						
		施工時期や施工場所について地域や環境への配慮をしたことが確認できる。																																						
		コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。																																						
		鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。																																						
		鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。																																						
		コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。																																						
		アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。																																						
		施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。																																						
		雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。																																						
		床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。																																						
		締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。																																						
		CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。																																						
		掘削箇所において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。																																						
コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。																																								
鋼材の品質が、証明書類で確認できる。																																								
二次製品の品質照合の書類（現物照合）が整理されており、設計図書で指定する品質を満足していることが確認できる。																																								
対象物に有害なクラック、損傷が無い。																																								
水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。																																								
その他（ ）																																								
評価対象項目 3項目以下・・・c		$\text{評価値}(\%) = \frac{\text{評価数}}{\text{評価対象項目数}} \times 100$																																						
		<table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">●判断基準</td> <td colspan="3">1ばらつきで判断可能</td> <td rowspan="2">1ばらつきで判断不可能</td> </tr> <tr> <td>50%以下</td> <td>80%以下</td> <td>80%を超える</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </table>									●判断基準		1ばらつきで判断可能			1ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
●判断基準		1ばらつきで判断可能			1ばらつきで判断不可能																																			
		50%以下	80%以下	80%を超える																																				
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																			
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																			
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																			
	60%未満	b'	c	c	c																																			
		注 試験結果の打点数等が少なばらつき判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																						
細 別		評価項目	a	b	c	d	e																																	
		仕上げがきめ細かく、全体的に美観がよい(極めて良好であれば、aとする)																																						
		他の事項に該当しない場合																																						
		仕上げが悪く、全体的に美観が悪い																																						
III 出来ばえ		●評価対象項目																																						
		仕上げが細かく、全体的に美観がよい(極めて良好である) 上記該当項目あれば・・・a																																						
		仕上げが細かく、全体的に美観がよい 上記該当項目あれば・・・b																																						
		他の事項に該当しない 上記該当項目あれば・・・c																																						
		仕上げが悪く、全体的に美観が悪い 上記該当項目あれば・・・d																																						

考査項目	細別	評定
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	
	III. 出来ばえ	

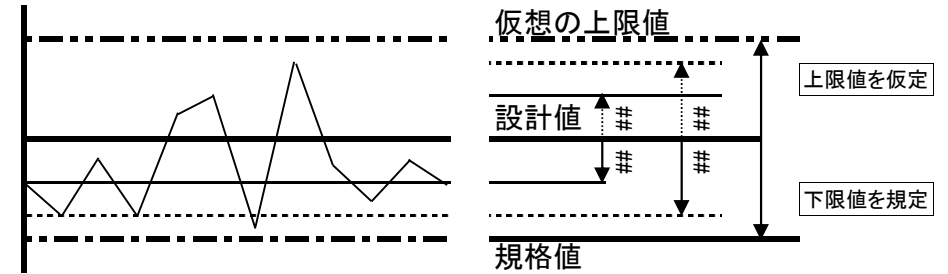
【記入方法及び留意事項】

1 出来形及び品質のばらつきの考え方 〔管理図の場合〕

〔上・下限値がある場合〕

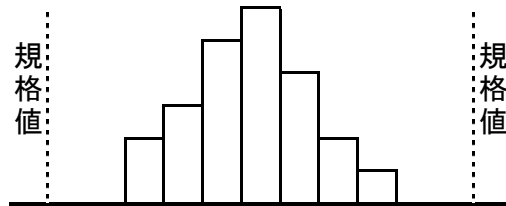


〔下限値のみの場合〕

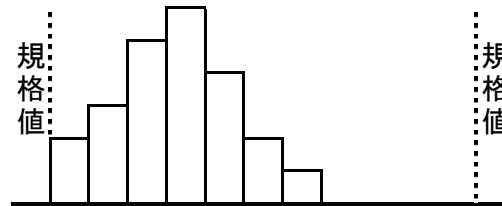


※上限値のない場合の考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

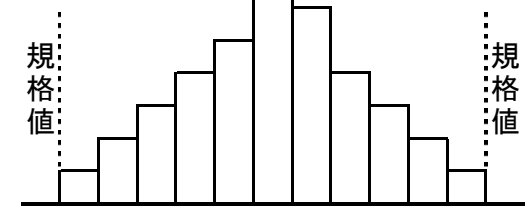
〔度数表または、ヒストグラムの場合〕
〔ばらつきが少ない〕



〔ばらついている〕



〔ばらつきが大きい〕



2 多工種複合工事の取り扱い

- (1)主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
- (2)コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。

3 コンクリート構造物のクラックについて

- (1)クラックが発生した構造物では「進行性または有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、c評価とする。
- (2)「進行性または有害なクラックがある」場合、無処理の場合は、状況に応じて、dまたはe評価とする。

4 その他

受領時における施工プロセスチェック・施工体制チェック表を活用して、評定を行うこと。

「4. 工事特性」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行うこと。